

2020年4月8日

総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

国際婦人年連絡会 世話人
紙谷 雅子
大倉 多美子
橋本 紀子

介護保険法改正に向けての要望書

国際婦人年連絡会は、国連の提唱する「平和・開発・平等」を目標に、全国の女性団体 35 団体が集まって活動している運動体です。

介護保険制度がスタートして 20 年になりました。団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年に向けて制度の見直しがすすめられています。理念として掲げられた「介護の社会化」は遠のき、家族化・地域化・医療化の方向に向かっています。

要支援 1・2 の要介護者が自治体の介護予防・日常生活総合事業に移されたあと、財政的な理由でサービスが削られる事例もあり、地域包括支援のとりくみも多くの課題が残されています。また、特別養護老人ホームの受け入れ要件が要介護 3 からとなった後の要介護 1・2 の高齢者の状況が懸念されます。高齢化の進み方も財政状況も都市部と地方で大きな差があり配慮が必要です。

加えて介護の人材不足は深刻です。現場は重労働でコロナ問題のようにストレスも多いのに賃金は全産業平均に比べ月額約 10 万円も低く、処遇改善が図られても介護職員には十分届いていません。

こうしたなか、2021 年度からの第 8 期介護保険事業計画の策定に向け介護保険法改正の準備が進められていますが、これまでに政府が示した論点は概ね「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針 2019）に沿った「給付削減と負担増」の内容です。「持続可能な制度」と言いながら、介護保険制度の根幹を揺るがし、高齢者ばかりか、介護離職など現役世代にも影響を及ぼしかねません。今後、単身の高齢者や夫婦のみの世帯、認知症の増加が見込まれます。地域に取り残される高齢者が増えないよう、以下について要望します。

記

1. 自治体の地域支援事業の検証と市区町村への支援を行うこと
1. 要介護 1・2 の認定者への給付を地域支援事業に移行しないこと
1. 特別養護老人ホームの入所要件が要介護 3 以上になった後の、要介護 1・2 の人の現状を調査し対策を講じること
1. 介護労働者のさらなる処遇改善を行うこと
1. 介護保険利用料の 2 割・3 割負担は、所得要件の上限額を現行より高くすること
1. ケアマネジメントの利用者負担は利用控えが懸念されるので、10 割給付を維持すること
1. ホームヘルプサービスを複数回利用できるよう、回数制限をなくすこと
1. 施設サービスへの補足給付は利用者負担を増やすのではなく、負担軽減の本来の趣旨を生かし、充実すること
1. 高額介護サービス費の削減は行わないこと